

第19回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日時 令和2年2月3日(月) 15:00~17:00
- 2 場所 大阪労働局 第2庁舎 18階 大会議室
- 3 出席者
- 公益委員 : 石黒委員・飴野委員・小川委員
坂西委員・高橋委員
 - 労働者委員 : 佐竹委員・畠山委員
樋口委員・三宅委員
 - 使用者委員 : 栗田委員・斉藤委員・高橋委員
中谷委員・間口委員
 - 専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
大谷課長(代理出席)
大阪府港湾局 福井局長
大阪市港湾局 田中局長
 - 事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
尾崎課長・宮田課長補佐・堀内係長・
福田班長・鍋島係員
大阪港労働公共職業安定所
谷口所長・福岡係長
 - オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部
廣木支部長
 - 随行者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
鹿島係長
大阪市港湾局計画整備部振興課
石橋係長

- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況
 について
 (2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
 (3) その他

5 議 事 以下のとおり

(宮田補佐)

それでは定刻となりましたので、第19回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。まだ、公益代表の小川委員の方がこちらに到着していないのですが、こちらに向かっておられると思いますので、始めさせていただきます。本日、司会を務めます宮田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の尾崎より、開会のご挨拶をさせていただきます。

(尾崎課長)

ご紹介いただきました大阪労働局の尾崎でございます。港湾労働部会の開催にあたりまして、事務局を代表しまして一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日は何かとお忙しい中、本部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。またですね、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、併せて、お礼申し上げます。

最近の雇用失業情勢に少し触れさせていただきますが、大阪における直近の完全失業率ですが、令和元年7月から9月の推計値になりますが、2.9%と前年同期より0.5ポイント改善をしておるといった状況です。

また、大阪における令和元年12月の有効求人倍率ですが、1.75倍と前月より0.01ポイント、2か月ぶりの上昇となっております。「現下の雇用失業情勢は、着実に改善している。」というふうに判断をしております。参考までに、平成31年1月から令和元年12月までのこの1年間の有効求人倍率ですが、これもですが1.78倍と前年より0.02ポイント、こちらにつきましては10年連続して上昇しております、平成以降最高値を4年連続で更新しているというような状況となっております。

このような中の私ども大阪労働局、大阪港の安定所ではですね、港湾労働行政を推進する立場としまして、港湾雇用安定等計画に基づきまして、関係機関、関係団体の皆様と連携をして港湾労働法の法令遵守の徹底、また、制度の啓発

指導を行いながら、大阪港における港湾雇用秩序の維持、確立に努めてきたところでございます。取り組みの内容等につきましては、後ほど、担当者の方から説明をさせていただきますので、ご了承ください。

本日の議事内容ですが、お手元に、次第をお配りしていますように、一つ目は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」と二つ目に「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」としてございます。なお、二つ目の議事につきましては、一般財団法人港湾労働安定協会の廣木支部長様からご説明いただくというふうにしております。

結びになりますますが、本日の部会が実りあるものになりますことを、祈念いたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿、規程集となっております。その下に説明資料として大阪労働局説明資料の(1)と(2)、一般財団法人港湾労働安定協会説明資料、最後に近畿運輸局説明資料をお配りしております。

また、別途、参考資料といたしまして、港湾労働法遵守強化旬間に係る資料と労働者数に関する資料を配付しております。資料の不足等ございましたら、挙手をお願いします。

続きまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。公益代表委員の石黒委員でございます。

(石黒部会長)

石黒です。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

飴野委員でございます。

(飴野委員)

飴野です。よろしくお願い致します。

(宮田補佐)

小川委員でございます。

(小川委員)

小川でございます。よろしく申し上げます。

(宮田補佐)

坂西委員でございます。

(坂西委員)

坂西でございます。よろしくお願ひいたします。

(宮田補佐)

高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

(宮田補佐)

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。三宅委員でございます。

(三宅委員)

三宅でございます。よろしく申し上げます。

(宮田補佐)

畠山委員でございます。

(畠山委員)

畠山です。よろしく申し上げます。

(宮田補佐)

佐竹委員でございます。

(佐竹委員)

佐竹でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

(宮田補佐)

樋口委員でございます。

(樋口委員)

樋口でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(宮田補佐)

続きまして、使用者代表委員をご紹介させていただきます。間口委員でございます。

(間口委員)

間口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(宮田補佐)

中谷委員でございます。

(中谷委員)

中谷です。今日はよろしく申し上げます。

(宮田補佐)

栗田委員でございます。

(栗田委員)

栗田です。よろしく申し上げます。

(宮田補佐)

斉藤委員でございます。

(斉藤委員)

斉藤でございます。よろしくお願いたします。

(宮田補佐)

高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(宮田補佐)

続きまして、専門委員をご紹介させていただきます。三上委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の太谷様にご出席いただいております。

(太谷委員)

太谷でございます。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

福井委員でございます。

(福井委員)

福井でございます。いつもお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

田中委員でございます。

(田中委員)

田中でございます。よろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

なお、労働者代表委員の奈良山委員につきましては、本日、所要のため欠席となっております。本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の廣木様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

(廣木支部長)

廣木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮田補佐)

なお、随行者および事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿で紹介に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。定足数につきまして、ご報告させていただきます。本日、委員の出席状況につきましては、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の計14名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程および地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第5条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして、原則すべて公開となっており、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。なお、ご発言につきましては、議事録作成の都合上録音させていただきますので、お手数ですが、マイクを通していただくよう、よろしくお願いいたします。

この後の部会の議事運営につきましては、運営規程第4条に基づき、部会長である石黒委員にお願いいたします。それでは、石黒委員、よろしくお願いいたします。

(石黒部会長)

承知しました。石黒でございます。本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めて参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第6条第1項により、議事録の署名人を指名させていただきます。公益代表委員からは私、石黒が、労働者代表委員からは三宅委員に、使用者代表委員からは間口委員にそれぞれお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますが、本日の議題は、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について、事務局から説明させていただきます。ご意見、ご質問等につきましては、後ほど、時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

(堀内係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の堀内でございます。よろしくお願いいたします。私の方からは議題の1番目でございます、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」ということで、現行の安定等計画につきまして、大阪労働局説明資料(1)と(2)の両方を使いまして、説明させていただきます。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

説明資料(1)は、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取り組みの状況、説明資料(2)は、その詳細資料という位置づけでございます。ちょっと行ったり来たりになりますが、併せてご覧頂きますようよろしくお願いいたします。

まず、はじめに、説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、こちらは港湾労働法第3条におきまして、港湾労働者の雇用の安定、その他の港

湾労働者の福祉の増進に関する計画を策定することというふうになってございます。この計画に定める事項は、大きく4点ございまして、一つが港湾労働者の雇用の動向に関する事項、二つ目が労働力の需給の調整の目標に関する事項、三番目が港湾労働者の雇用の改善並びに能力開発及び向上を促進するための方策に関する事項、四番目が港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項ということになってございます。現行の計画につきましては、今年度、令和元年度から令和5年度までの5か年計画となっておりまして、まさに1年目ということでございます。この計画におけます令和元年度の取り組みの状況について、ご説明させていただきますが、数値と内容によっては、1年前の30年度の取り組み状況を記載しており、また、説明もさせていただきますこととなりますので、ご了解いただきたいと思います。

それではですね、資料(1)の表紙をめくっていただいて、1ページをご覧ください。説明はですね、大阪港におけます「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」と「雇用秩序の維持」を中心に説明をしようと考えてございます。

1ページ、左側がですね、今年度から適用されてます安定等計画の内容でございまして、右側が今年度の大阪港における取り組みの状況ということで記載してございます。左側の大きな1番としまして「計画の基本的な考え方」というところ、「(1)計画のねらい」とそれと「(2)計画の背景と課題」というのがございまして、2ページ、3ページと記載がございまして、3ページ目をご覧ください。左側の上の方ですね、「(3)計画の期間」というものがございまして、先ほども申しましたが、平成31年度から平成35年度となっておりまして、つまり、令和元年度から令和5年度までと、5か年の計画でございまして。

続きまして、大きな2番としまして「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」というものがございまして、「(1)港湾運送量の動向」ということでございまして、右側の大阪港のところをご覧ください。平成30年度における大阪港の船舶の積み降ろし量が、約1億4百万トンということでございまして、平成29年度の約9千8百万トンから約6.6%増加という状況でございまして。このあたりは後ほど、また、近畿運輸局様の方から詳しくご説明いただく予定でございまして。続きまして、その下「(2)港湾労働者の雇用の動向」の「イ 労働者数」というところがございますが、令和元年12月末現在の大阪港における常用港湾労働者数が、7,134人となっておりまして、前年同月の7,041人と比較しまして、約1.3%の増加ということでございまして。ここで、すみません、もう一つの説明資料(2)の方をご覧ください。一つめくっていただきまして、右上に資料ナンバーを振っておりますが、

資料1というのをご覧ください。昭和41年からの港湾労働者数の推移を記載してございます。これは毎年度末ですね、3月31日時点の数字でございまして、一番右端に合計欄がございまして、こちらをご覧くださいますと、平成30年度の末時点では7,036人ということでございまして、1年前と比べて増加しているという状況でございまして。

それと同じ資料の、一つめくっていただきまして、資料2をご覧くださいたいのですが、横向きでございまして、六大港のデータでございまして。表が二つございまして、上の方の表が六大港の常用港湾労働者数でございまして、その中でも2段になっておりますが、31年3月末と30年3月末という数字を入れてございまして。これも右端に合計欄がございまして、右上と申しませうか、31年3月末の数字が、六大港合計で33,872人ということで、1年前と比べまして0.7%の増加ということでございまして。

これをちょっと、六大港別に見ていきますが、東京港は31年3月末が4,561人ということで、その下の表が1年前ですが、1年前は4,545人ということで、0.4%増加ということでございまして。同じく横浜が31年3月末が7,937人ということで、これも1年前と比べて0.8%増ということでございまして。名古屋港は5,436人ということで、2.4%の増。大阪はすでに申しませう、7,036人ということで0.8%増。神戸の方が5,535人で、1年前と比べまして、0.1%のマイナスということでございまして。関門の方も、3,367人ということで0.7%の減ということでございまして。このように、31年3月末の常用港湾労働者数は前年度と比較しますと、神戸と関門が減少、それ以外は増加というような状況でございまして。

すみません、今日はちょっと見ていただくだけになります。ホッチキス止めでない机上配付資料の一番最後にですね、別立てでこの5年間、今、資料2には2年間だけでしたけども、過去5年間の常用港湾労働者数の推移をグラフとともにですね、ご用意してございまして、また、よろしければ、参考にさせていただければと思います。恐縮でございまして。それでは、説明資料(1)の方ですね、安定等計画の方に、また、戻っていただきたいのですが、3ページの下の方をご覧ください。「ロ」としまして、「就労状況」というところがございまして。大阪港におけます港湾労働者の平成30年度の月間平均就労延数が126,074人日となつてございまして、平成29年度に比べて1.3%増加ということでございまして。その内、常用港湾労働者の占める割合が99.6%となっております。こちらも詳細がですね、もう一つの説明資料(2)の方の、先ほども見ていただきました資料2をご覧くださいたいのですが、今度は資料2の下の方の表をご覧ください。横向きの表でございまして。下の表がですね、六大港の港湾労働者の就労状況をお示ししてございまして。平成30年度の六大

港の月平均就労延日数の合計がですね、557,934人日ということで、表の一番左下にありますが、557,934という数字、これが合計でございます。これ、ちょっと表にはございませんが、1年前と比べますと1.4%の増ということでございます。右側に、常用労働者数、派遣労働者、日雇労働者の内訳がございまして、常用労働者が537,978人日、これは対前年度比でいくと1.4%の増でございます。派遣労働者が2,278人日ということで、1年前、前年度比としましては3.4%の増、日雇労働者が17,678人日ということで、前年度比で0.1%の増という形でございます。

大阪港の数字をもう少し詳細にしたのが、次のページの資料3でございます。少し細かい数字で恐縮なんですけど、上の表のちょうど真ん中あたりに、一番左端に年度が書いてございますが、ちょうど真ん中あたりに、平成30年度の月平均という欄がございまして、こちらをご覧くださいなのですが、平成30年度の月平均の就労延数、これ、合計でございますが、126,074人日ということでございます。そのうち常用労働者が125,598人日、派遣労働者が402人日、日雇労働者が74人日ということでございます。その右側に比率がございまして、常用労働者数が99.6%、派遣労働者が0.3%、日雇労働者が0.1%というふうに記載がございまして、ちなみに、表の就労延数なんですけれども、表の左側には合計の数字がございまして、その中にカッコ書きがございまして、これは対前年同月の増減というものでございまして、平成30年度の就労延数っていうのが、合計で前年度比1.3%の増加ということでございますが、これも個別に内訳を見てまいりますと、常用労働者が前年度比で1.2%の増、派遣労働者が13.9%の増、日雇労働者が14.6%の増というふうになってございます。それと、下の表なんですけれども、一番下の折れ線グラフをご覧くださいなのですが、これ、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移ですね、各3年間を折れ線グラフにしたものでございまして、月によって、波動性があるというところが見ていただけるのかなというものでございます。ちなみに、ちょっと一つ戻っていただいて、資料2をご覧くださいなのですが、これは6大港の数字、下の方の表でございまして、六大港別でございまして、右側に就労形態比ということでパーセンテージが載ってございまして、一番下の六大港合計のところを見ていただきましたら、常用労働者が96.4%、派遣労働者が0.4%、日雇労働者が3.2%となっておりまして、日雇労働者の割合が全国3.2%となっておりますが、大阪港は0.1%ということで、非常に少ない状況というのを見ていただけるかなというふうに思います。

では、また、すみません、(1)の方の資料へ戻っていただきます。安定等計画の方の資料でございまして、4ページをご覧ください。4ページの一番右上

ですね、「二」としまして、「港湾労働者の年齢構成」がございます。令和元年12月末現在の数字でございますが、大阪港におけます港湾労働者の年齢ですね、30歳未満の方が1,117人ということでございまして、構成比としましては15.7%です。30歳以上40歳未満が1,601人ということで、22.4%。40歳以上50歳未満が2,181人ということで、構成比30.6%。50歳以上が2,235人ということで、構成比31.3%ということでございまして、全体の平均年齢としましては、43.05歳ということでございます。一年前が42.7歳でございましたので、若干、高くなっているというところがございます。こちらの詳細につきましては、また、ごめんなさい。説明資料(2)の方の資料4をご覧ください。この横向きの表、もう表の中身は追いませんけれども、今の説明と同じ、令和元年12月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータとして付けてございますので、また参考にしていただければと思います。

恐れ入ります、また、説明資料(1)の方に戻らせて頂きます。(1)の方の資料、安定等計画の方の資料の4ページの右上の方に、大きな3としまして、「労働力の需給の調整の目標に関する事項」というのがございます。「(1)労働力の需給の調整の目標」というところがございますが、港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力としましては、港湾労働者派遣制度に基づいた他の事業主に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして一層の徹底を図ることとしております。

次に、4ページの下の方ですね、「(2)」としまして、「労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」というところの、「イ」ですね、「労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」の「(イ)」のところなのですが、次のページ、5ページへ移っていくんですけども、私どもが講ずる措置としまして、雇用管理者研修会を11月15日に実施をさせていただいております。港湾労働安定協会の方と職業安定所の共催で実施をしまして、37名の参加がございました。その中で少しお時間をいただきまして、私ども大阪労働局の職業対策課の方から、この今見ていただいております、港湾雇用安定等計画についての説明をさせていただいているところがございます。また、大阪港の職業安定所におきまして、令和元年12月末現在ですね、50社に対しまして訪問指導をさせていただいております。港湾労働法の法令遵守の徹底、あるいは制度の啓発、指導なんかをさせていただいております。続きまして、「(二)」ですね、「直接雇用の日雇労働者問題への対応」でございますが、大阪港における平成30年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者の就労延数が合計で885人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の0.06%ということでございます。その

下「(ホ)」ですが、「雇用秩序の維持」でございます。港湾労働法遵守強化旬間を毎年11月21日から30日に設定をいたしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めているところでございます。5ページが一番下ですね、右下に丸印がいくつか並んでおるところがございしますが、今年度12月末までの取り組みの内容について記載しております。先ほども申しましたが、職業安定所によります事業所訪問指導を延べ50社実施しております。それと現場パトロールを57回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査、6月5日、9月13日に行いまして、次回2月の下旬を予定しております。また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなります、港湾雇用秩序連絡会議の方を7月4日、それと11月5日に開催をしまして、その構成委員さんによります共同パトロールを7月11日、それと11月13日及び11月21日ということで実施をしております。6ページ、次のページへ参ります。大阪港ワッペン委員会の方ですね、11月21日と12月4日、24日ということで3回開催されておりました、大阪港の職業安定所の方が出席をしております。大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知、啓発を行うこととしております。こちらの詳細につきましては、別の説明資料(2)の方をまたご覧ください。

資料5の方をご覧ください。資料が横向きでございしますが、こちらは大阪港の職業安定所によります令和元年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について、表にまとめたものでございます。訪問事業所数でございしますが、平成31年4月から令和元年12月までで50社でございしますが、これとは別にですね、一番左下に※印がいくつか並んでいる、一番下をご覧いただきたいのですが、11月には港湾労働法遵守強化旬間がございします。こちらの取り組みの一環としまして、181の事業所、事業場の方へ訪問させていただいているところでございます。また、表をご覧いただきたいのですが、左側の表のパトロール回数というところですね、57回実施しておりますこのパトロールに対応する事業所数が156社、隻数が29隻、上屋・倉庫への訪問数が88件ということでございします。それと、右側の小さい表ですが、港湾パトロールの際の指導状況をまとめております。4月から12月までの間で、ワッペンの未貼付が5件、ヘルメット未着が2件ということでございします。また右下ですね、少し小さい表がございしますが、港湾労働法関係の重大違法事象の指導でございしますが、今年度12月末の時点では0件ということでございします。

なおですね、この事業所訪問及びパトロールの実施状況の詳細につきましては、後ほど、大阪港の職業安定所から報告させていただきます。

同じく、(2)の方の資料の、次のページの資料6をご覧ください。こちらは令和元年度の港湾労働法遵守強化旬間における行事の実施結果となっております。左側の実施項目だけ読ませさせていただきますが、一番目としまして横断幕等による周知・啓発。二番目、文書等による周知・啓発。三番目、陸上・岸壁・海上のキャンペーン。それと四番目、啓発会議等。五番目、共同パトロールというふうになってございます。こちらにつきましても、後ほど、詳細を大阪港の職業安定所から報告をさせていただきます。

次のページの資料7をご覧ください。資料7は、大阪港における令和元年12月末現在の派遣許可事業所の状況でございます。派遣許可事業所数が59事業所61業務でございます。これは昨年度より変更はございません。また、派遣登録者が2,032名となっております。派遣状況等の詳細につきましては、後ほど、港湾労働安定協会の方からご説明をさせていただきます。

次のページ資料8をご覧ください。資料8は、大阪港、堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しております。一番下、平成30年の取扱トン数を記載しておりますが、大阪港では少し減少、堺泉北港は微増というような状況でございます。

最後にですね、ちょっと資料にはないんですけども、最近の動きについて、ご報告をさせていただきたいと思っております。現在ですね、厚生労働省、本省の方では、ワッペン、先ほども説明させていただきましたワッペンの方の全国拡大適用というものを検討しているところでございます。ワッペンはですね、この部会の前身であります大阪港地区職業安定審議会の方で昭和58年に建議されたことを契機に大阪港で導入されているという取り組みでございまして、港湾労働者であることを証明するワッペンをヘルメットに貼付していただくというものでございます。現在は、6大港のうち神戸港と関門港でそれぞれの方法で運用しているところなんですけれども、パトロール時の港湾労働者の確認を容易にするために拡大しようというものでございます。ただし、本省におきましても、法律の変更までは考えておりませんので、労使の皆様のご協力が不可欠というものでございます。現在、導入をしていない、東京港、横浜港、名古屋港の状況を確認してまいりましたので、ここでご報告したいと思っております。東京港はですね、現在少しワッペンを運用してございまして、港運協会の会員企業のみで運用していると聞いてございまして、ということは倉庫事業者さんなんかは未対応ということでございます。この倉庫事業者さんへの対応に向けては東京労働局の方で取り組みを進めていくという予定なんですけれども、まだ現在は未対応ということで聞いております。それと横浜港と名古屋港なんですけれども、労使の皆様に少し頭出しをした段階だと聞いてございまして、導入に向けた見通しは立っていないと聞いております。本省から聞いていらっしゃるんですけども、性

急に進めていくのではなくて、各港それぞれの状況を見ながら、ただ、前向きには進めていくというふうに聞いているところでございます。

私からは以上でございます。では、続きまして、パトロールの実施状況と港湾労働法遵守強化旬間の実施結果につきまして、職業安定所の方から説明をさせていただきます。

(福岡係長)

ハローワーク大阪港の福岡でございます。私の方から、今年度のパトロールの状況について、ご説明させていただきます。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

説明資料2の資料5をもう一度ご覧いただきたいのですが、今年度におきましても例年通り、4月よりパトロールを実施しております。しかし、重大違法事象とはならないまでも、残念ながら、何件かの問題事象が発生しております。まずはワッペンの未貼付事案でございます。5月の1件目は、南港の上屋にて、フォークリフトを使用し、コンテナから貨物の搬出を行っている労働者1名のヘルメットにワッペンが貼付されていなかったという事案になります。ただちに、作業を中断させて労働者の氏名を聴き、雇用届の提出の有無をハローワーク大阪港に確認したところ、雇用届が提出済みであることが確認できました。労働者に事情を聴いたところによると、以前ワッペンが剥がれてしまったのをそのままにしていたということでした。労働者本人と事業所の荷役責任者に対して、再度ヘルメットにワッペンを貼付するよう指導しました。5月の2件目は、大浜埠頭の上屋において、フォークリフトを使用し、コンテナから貨物の搬出を行っている労働者4名のヘルメットにワッペンが貼付されていなかった事案になります。ただちに、作業を中断させて労働者の氏名を聴き、雇用届の提出の有無について確認したところ、雇用届が提出されていないことが発覚しました。ノーワッペンの労働者はこの上屋を賃借している事業者には雇用されているということでしたので、ハローワーク大阪港にて指導を行いました。結果、これらの労働者を港湾運送事業者で雇用する、という改善案が提示され、最終的には雇用届がハローワークに提出されましたので、本件については、解決済みでございます。なお、事業者に対しては、今後も雇用届等の提出が遅れることが無いよう、また、より一層の法令遵守に努めるよう説明しております。8月の1件は、平林の上屋にて、ヘルメットにワッペンが貼付されていない労働者がフォークリフトを使用し、木材の荷さばき、木材のバン詰めを行っていた事案となります。ただちに、作業を中断させてその者に事情を聴取したところ、ワッペンが取れてしまったのをそのままにしていたとのことでした。氏名等を聴取の上、ハローワークに確認したところ、その者について雇用届が提出

済みであることが確認できました。作業員および事業所の責任者に対して、ただちにワッペンの再発行を申請し、ヘルメットにワッペンを貼付するよう指導を行いました。11月の1件目は、海岸通の上屋にて、ヘルメットにワッペンが貼付されていない労働者がコンテナからのバン出しを行っていた事案となります。上屋を所有しているA社の雇用管理者をハローワークに呼び出し状況の確認を行ったところ、この上屋はA社から港湾運送事業免許を持たないB社に賃借していたとのことです。大阪港運協会からの指摘もあり、既にこの上屋における業務を中止させ、当所が指導する前に業界内で解決しておりました。なお、雇用管理者を大阪港所に呼び出した際に指導も併せて行ってあります。11月の2件目は、汐見での秩序パトロールにおいて発覚した倉庫でヘルメットにワッペンが貼付されていない労働者がコンテナからのバン出し作業を行っていた事案となります。事業者に対し港湾労働法を説明の上で改善を行うよう指導を行ったところ、事業所から撤退、または港湾運送事業者に業務を依頼する、という改善案の提示があり、現在経過観察中の状況にあります。

続きまして、ヘルメット未着事案になります。7月の1件は、港晴の上屋にて、フォークリフトを使用し、木材の荷さばきを行っていた労働者1名がヘルメットを着用していなかったものです。ただちに、作業を中断させ指導したところ、当該労働者はすぐにヘルメットを着用し、ワッペンが貼付されていることも確認できました。9月の1件は、第三突堤の上屋にて、コンテナ内で貨物の整理をしていた労働者2名がヘルメットを着用していなかったものです。ただちに、作業を中断させ指導したところ、当該労働者はすぐにヘルメットを着用し、ワッペンが貼付されていることも確認できました。

今後とも継続してパトロールを実施し、違法な就労がないか、確認していきます。また、機会あるごとに法遵守についての啓発活動を行っていきたいと考えております。

続きまして、大阪労働局説明資料（2）資料6、「令和元年度港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果」につきまして報告させていただきます。港湾労働法遵守強化旬間につきましては、港湾における雇用秩序の確実な維持を図るため、毎年11月21日から30日までの期間を強化旬間と設定いたしまして、港湾労働法における遵法意識の向上のため、各種広報活動を実施することとしております。それでは、大阪労働局説明資料（2）の資料6をご確認ください。実施項目1の横断幕などによる周知・啓発につきましては、11月の期間中の1か月間にわたり、ハローワーク大阪港の庁舎に横断幕及び垂れ幕を掲示するとともに、大阪市港湾局、大阪府港湾局のご協力のもと、大阪市港区港晴の高野堀交差点と堺泉北港汐見埠頭に立看板を設置しまして、周知・啓発を行いました。机上配布資料旬間写真の1ページ目に写真を掲載していますので、そちら

の方をご確認ください。実施項目2の文書等による周知・啓発につきましては、11月上旬に周知・啓發文書とポスターを港湾関係事業所に送付いたしまして、事業所等への掲示依頼を行い、旬間の周知にご協力をいただきました。実施項目三つ目の陸上・岸壁・海上キャンペーン、この三つのキャンペーンについては、こちらにも旬間写真集の2ページから3ページにわたり、実施の様子の写真を載せています。ご参照ください。陸上キャンペーンについては、ハローワーク大阪港の職員が、11月6日、大阪港方面を皮切りに、26日の北港・安治川方面まで合計181事業所を訪問し、港湾労働法における遵守意識の啓発活動に取り組みました。岸壁キャンペーンにつきましては、11月28日に南港、大阪港の荷役作業現場でのぼりを掲げ、拡声器を使用し、港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港労働所の職員で行いました。また、海上キャンペーンにつきましては、今年度は11月22日に実施しております。広報船で大阪港港湾を約2時間かけて巡り、船上や岸壁で作業中の港湾労働者に向けて、拡声器を使い、港湾労働法遵守の呼びかけを行いました。実施項目四つ目の啓発会議等につきましては、11月5日に大阪港における雇用秩序維持を目的とした大阪港港湾雇用秩序連絡会議を行い、11月15日には大阪港安定所と港湾労働安定協会との共催で開催しました雇用管理者研修の場におきまして、大阪労働局から新しくなった港湾雇用安定等計画について、説明がありました。実施項目5の共同パトロールにつきましては、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。11月13日に堺泉北方面、11月21日に大阪港方面のパトロールを実施しました。最後に、この実施結果の表には記載していませんが、机上配布資料としてお配りしておりますとおり、大阪労働局のプレスリリースにより、港湾労働法の遵守についてのキャンペーン実施について、広報を行ったこと、また、港湾海運業界専門紙のマリタイムデーリニューズ11月14日号にキャンペーンについて掲載されましたことも、ご報告いたします。

私からの説明は以上でございます。

(石黒部会長)

ありがとうございました。次の議題もまとめてご説明いただきます。続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」港湾労働安定協会大阪支部の廣木支部長からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

(廣木支部長)

港湾労働安定協会の廣木でございます。私の方からは大阪港におきます港湾労働者派遣制度の活用状況等につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は表紙に港湾労働安定協会説明資料となっております5枚ものの分をご覧いただきたいと思ひます。着座にてご説明をさせていただきますと思ひます。

表紙を1枚めくっていただきまして、右上にそれぞれ派遣-1から派遣-4まで資料を付けさせていただきます。まずは、派遣-1となっております主要業務取扱状況から説明をさせていただきますと思ひます。

まず、一番目でございますが、港湾労働者派遣事業の取扱状況でございます。この表は派遣先となる事業所から港湾労働者の派遣の申込みがあつたあつ旋申込数。一番左側の列でございますね。それから、あつ旋申込に対しまして、派遣申込に対しまして、港湾労働者の派遣が成立した派遣成立数。そして、右にはなりますけれども、派遣可能者が派遣成立しなかつた派遣不調数について、平成30年度の一番上からにはなりますが、年間実績。その次に令和元年度の12月までと平成30年度の12月までのそれぞれの累計を計上させていただきます。併せて、前年同期比も表示をさせていただきます。この黄色の網掛けの方が令和元年度の方の数字となります。上から3行目になりますけれども、黄色のところでございますが、元年度の12月までの累計がございます。12月までのあつ旋申込数の累計は4,635人となっております。その上の30年度の12月までの累計が4,435でございますので、人数で200人の増、率で4.5%のプラスとなっております。その横の荷役作業別の内訳でございますが、船内は2,767人、沿岸は1,316人、関連は552人となっております。関連作業のみ前年度より減少しておりますが、他の作業につきましては、増加しており、総数では増加というふうな状況となっております。

次に真ん中の列でございますが、派遣成立数でございます。12月までの累計でございますが、4,107人となっております。その上の30年度の当月までの累計が3,753人でございますので、354人の増、率でいきますと9.4%のプラスとなっております。その横の荷役作業別で見ますと、船内2,767人、沿岸1,316人、関連の方は24人となっております。船内、沿岸作業が増加というふうな状況となっております。右側の派遣不調数のところでございますが、元年度の欄をご覧いただきたいと思ひますが、元年度の12月までの派遣不調数の累計が983人と、その上段の30年度の12月までの1,807人と比べて、人数で824人、率にしますと45.6%の減少という状況となっております。その下の方でございますが、グラフでは、30年度元年度の月別のあつ旋申込、派遣成立の動きを比較してご覧いただけるかと思ひます。棒グラフがあつ旋申込数となっております、赤が30年度、青が令和元年度となります。もう一つの折れ線グラフの方は

派遣成立数でございます。ご覧いただきますと、5月、8月、11月以外の月で前年度を上回っておる状況でございます。

続きまして、派遣－2の資料をご覧いただきたいと思います。こちらは労働者の派遣日数別就労状況につきまして、記載された表でございますけれども、現行制度につきましては、1人につき1月あたり7日を超えないものと上限が定められております。こちらの表でございますが港湾労働者が1か月に派遣就労した日数、1日から7日別に上段から30年度の年間、30年度の12月まで、令和元年の12月まで、対前年同期比を計上させていただいております。左端が延人員、延就労日数になります。右側の欄には就労日数別の実人員数、合計数、月平均数を算出しております。一番右端の月平均数を見ていただきますと、30年度が147.8人、30年度12月までが151.9人、元年度の12月までが175.3人でございますので、前年度の同時期と比較しますと、23.4ポイントの増となっております。就労日数別で見ますと、1日と5日の欄のところの増加が目立っておる状況でございます。

次に三番目になりますが、各種講習会等の開催状況でございます。港湾労働安定協会では、派遣元責任者講習を年2回、それと雇用管理者研修会をハローワーク大阪港労働様と一緒に年1回開催しております。こちらの表はそれぞれの内容と参加人数につきまして、記載をさせていただいております。

次の資料に行かせていただきたいと思います。派遣－3の方をご覧いただきたいと思います。上の表は各支部別の派遣許可事業所、それから派遣対象労働者の状況でございます。29年、30年度末と元年12月末現在の許可事業所数、派遣対象労働者数となっております。下の表は各支部別の派遣業務の取扱状況となっております。表の左側が各支部におけますあつ旋申込数、右側が派遣成立数になりまして、各行の黄色の網掛けが令和元年度、上段が30年度の数字となっております。表の中段3行目の元年度の行をご覧いただきたいと思うんですが、六大港の合計が180,318人、あつ旋申込の方が180,318人で、その上段の30年度12月までの数字が182,904人でございますので、比較しますと人数で2,586人、1.4%の減少となっております。同じく年度12月までの右側の派遣成立数の合計におきましては、六大港の合計が20,108人、その上段が30年度の12月まででございますので21,471人で、比較しますと人数で1,363名、6.3%の減少という状況になっております。それぞれ各港におきまして、若干ちょっと特徴がでておりますので、ご参考までにご覧いただきたいと思います。

次に最後の資料の派遣－4の方のところをご覧いただきたいと思います。

こちらの方は大阪港船内荷役の取扱状況でございます。資料の数字の方は大阪船内荷役協会様から資料提供いただいたものでございますので、ご紹介させていただきます。こちらの方は船内荷役の隻数、それから口数と口数の中の革新船荷役と在来船荷役の状況を計上しております。平成30年度の状況とそして、今年度と比較するために30年12月までの累計と元年度の12月までの累計を計上しまして協会の資料と同様前年同期比で表示しております。表の3行目、ご覧いただきたいと思うんですが、元年度の12月までの累計でございますが、左端の隻数、こちらの方が5,753隻となっております。その上段の前年12月までが6,064隻でございますので、5.1%、311隻の減少となっております。その横のところでございますが、その横の口数の方では革新船、在来船、これ合計しまして、12月までが7,136でございます。30年の12月までが7,551となっておりますので、415口、5.5%の減少となっております。船別で見ますと、革新船が149口、2.5%の減少に対しまして、在来船は266口、15.9%の減少となっております。また、一番下のところでございますが、口数全体に占める革新船荷役の割合でございますが、令和元年12月末現在では80.3%というふうになっております。30年度全体での平均が77.8%でございましたので、革新船の荷役の割合が数を増しているというようなところでございます。船内荷役に係る港湾派遣について、まとめてみますと、今、申し上げたように隻数、口数が減少する中で、革新船荷役の占有率の方が割合が増加しております。一時的に入港等が集中したり、そういった波動性も加わりまして、船内の派遣成立数の増加に影響しているのではないかなというふうに思われます。

雑駁なご説明になったと思いますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

(石黒部会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました二つの議題につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(三宅委員)

先ほど報告があった派遣日数の上限が7日と決められているんですが、いろいろ申し上げたいことがあるんですが、5日間のところが6割近く55%ぐらいあるんですが、これは以前の5日の分があるからということなのか、もしくは、月曜から金曜ぐらいまでの間隔で一週間ごとに人が交代をして派

遣しているのかなと、どういうふうに考えたらいいのかなというのが一点なんです。沿岸の方のあっ旋数でいうと成立はもうほぼ100%ですよ。これ労働組合も、もう少し考えなきゃいけないところがあると思うんです。業界の皆様要望が出ていると思うんですが、沿岸の場合については、例えば1日や2日行って出来る作業もあれば、基本的には入出庫に関わる作業などっていうのは、素人が行って、その日行って出来るような仕事じゃないケースが多い。ということで、以前に申し上げたことがあるんですが、人が一緒なのに名前だけが変わったのと違うかというような、違法なことがあるんですよ。基本的に沿岸の方については我々議論の中で、今日申し上げとかないと議事録に載らなくて協議にならないから申し上げるんだけど、7日っていうのは、どういう根拠なのかっていうことを私もうちょっと労使で見直す必要があるのではないのかなと。以前から業側の皆様については、もう少し延長したらどうだっていう話もあったんですけども、その辺のところを安定センターの見解を聞かせてもらいたいなと思っています。

もう一点は、先ほどあったハローワークからのいろいろ雇用秩序をひっくりめたパトロールの状況についてですが、この大浜の件を見たら完璧に港湾労働法違反、もしくは、事業法違反だったんですよ。これ、どうしても事業法と港労法の整合性を考えなきゃいけないんですよ。これの決着の仕方をどうしたかという、もう企業の名前はここだけだから、議事録には別名出してもらっていいんですが、多分、元請はC社ですよ。C社のいわゆる事業法の許可事業も何も関係ない人がそこで4、5名働いておった。これをどういうふうに処理をしたかという、相談を大港労協にもありまして、以前、需給調整の方からもいろいろアドバイスをもらったことがあったんですが、そのワッペンを付けてない企業の皆様をC社に移籍、転籍どちらかの方法でやってちょうだいということで決着を見た。4名だったかな、5名だったかな、ということでC社が移籍、転籍で受け入れたわけです。4名ないし5名を。ということで一旦決着を見たということ、追加で報告をさせてもらっておきます。

それから、重大違法事案がないとなっているんだけど、あえて申し上げておきますが、11月のこの件、これも事業法と港労法に誠に抵触している。これは決着をしているんじゃないで、今進行中なんです。一つは田中局長も居られるけども、多分、港湾計画課の方からあがっていると思うんですが、大阪市、大阪府も一緒なんです、なんらかの港湾運送事業の許可事業を受けている、昔でいう免許がない事業者には貸せないんですよ。こういう臨港地区の港頭のものは、それをA社という会社が借りた。これをB社に又貸し、二重貸しをしたんです。やっていることはA社の貨物なんだけれども、B社

が全て行っていった。ということで、多分ハローワークの皆様が雇用秩序で行ったのかな、確認をされたんで、いろいろとやった。ところが、その後もいろいろパトロール行ってるんですけども、どうも限りなく黒に近いことを未だにやっているという形で、改善を今迫っているところなんです。A社のワッペンを持っている皆様が行って、朝方かなんかバン出しをやっていると言うんだけれども、行ってみるとどうもそうじゃなく、まだB社がやっている。ということなんで、B社は事業法の許可を何ももらっていない。まず、事業法違反。これ、大谷さんのところにも言おうと思って忘れていたんだけど、もう少しでこちらで片が付けられる。だから事業法の許可なしでしているからもちろん港労法違反。そこに派遣三業種で決められているところに派遣があったら、派遣法に違反する。だから、そのところを改善せよということで、先ほど言ったC社の皆様と一緒に、B社の港湾運送事業法に抵触しない程度に、港湾作業に関わる人間をA社で受け入れたらどうか、ということ、今やっている。今のままやってしまうと、誠に違反の状況になる。ということで、今、大阪港の事前協議という仕組みの中でですね、預かりにして改善の様子を見守っている。ということで、我々にとっては、事業法にも港労法にも派遣法にも抵触しているから重大事案。若干、この辺の見解の違いはどうでもいいですが、そういうことであります。

もう一つはですね、こういう事案が起きる原因としては、やっぱり大阪港の特徴として、東京港も一緒なんです。東京港の話はしません。言いたいけども。450万TEU以上を扱っている港と田中局長も言っている210万ほどになろうかというところの倍以上の貨物があって、同じ輸入が多いところで、沿岸作業いわゆる庫内の作業が多いにも関わらず、これは毎回言いますが、東京港の悪口を言ってるんじゃないです。組合も悪いから。そういう状況のところ、昔のCFSのバン詰め、バン出しからですね、大型流通施設、D社、E社、F社、G社だとかでやっている。ここでワッペンを付けなさいということになっても一番困るのは、雇えないんですよ。人が来ないっていうのもあるんですけども。これ事業法上で言うと料金が合わないから。Tシャツ1枚1,980円で売っているH社だとかいろんなアパレルメーカー、そこから逆算していくと料金が合わないから。だから、専門さんにしても、元請さんにしても、関連さんがするにしても、どこにしてもなんだけど、合わないんですよ。最低賃金でどうだこうだあるけれども。まず、これが一点。料金ね。

それとこういう施設を借りる時の、だいたい最大で5年間しかない。5年経ったら仕事があるかないか分からないものを専門さんが雇いますか、という話になる。じゃあ、どういう方法があるかということ、これ長いこと議論し

た結論の一つ、平成11年になくなったのかな、センター常用。これを復活をさせるといことがなければ、今、まさに港湾業務、港湾作業と言われているものを賄っていかうと思うと、人についてはですね、專業さんも元請さんもその他許可事業を持っているところも、人を雇う気になりませんよ。安い仕事はどこかで切れるということになってくると、これをどうするかという、とりあえず、やっぱりアイドルタイムを保障していくようなセンター常用の仕組みをもう一回復活させる。という議論をやらないとなかなか難しい事態になっているんじゃないかなというふうに思っているんです。これをどこで仕掛けるかというのは、我々も頑張るんだけれども、少なくともそういうものを、せつかく大阪港はワッペンの発祥地と言っても過言ではないというワッペンの全国適用に合わせてですね、これを厚生労働省本省あたりと議論しないといけない。もちろん私たちがこの3月に行くんで、この課題については申し上げますけれども、本省にも。ということが一番大きいのかな、というふうに思っております。まだ、あるんだけれども、とりあえず。

(石黒部会長)

どうもありがとうございます。

いくつもの観点からご指摘をいただいたかと思っておりますけれども、事務局からご回答いただけますでしょうか。

(廣木支部長)

安定協会の廣木でございます。一番最初の質問で派遣労働者の日数のことについての安定協会としての考えと言いますか、ということだったと思うんですけれども、先ほどもご説明をさせていただいたように、今年の状態としましても、5日の就労の方がだいぶ増えているというような状況になっているというふうにご説明をさせていただいたと思っております。実際のところ、先ほど三宅委員の方から沿岸の話を中心になさっておられたと思うんですが、先ほどの表の中でも表しておるように、船内の方がだいたい3分の2近く派遣成立数の方を占めておると。残りの3分の1が、だいたい沿岸が占めてるといようなことでもございましてですね。傾向からしますと、だいたいこの派遣の成立数が29年度、今回の資料には数字の方は出ておらないんですけれども、29年度から結構増加傾向にありましてですね。色々やっぱり、今、働き方改革とかいうふうに叫ばれておるように、やっぱり高齢化でありますとか、なかなか人が集まらない、そういった事業所様からの声も聞いたりしているような状況ではございますので、現行、これ7日というふうな限度というふうになっておりますけれども、個人的な感想かも分かりませんが、将来

的には、若干、少しずつ増やさないといけない部分も、今の制度でいきますと、増やしていかないといけない部分もあるのかなというふうな状況もあるんですが、その辺、なんともちょっと、今の現状では、年によっては、若干、傾向が変わるもんですから、一概に今年度の12月までの状況だけを見て、簡単には申し上げられないなというふうな状況でございますけれども、将来的には、どんどん港湾労働者の数も厳しくなってくるんじゃないのかなというふうな、それは、懸念は持っておるところでございます。ご説明になったかどうか分からないんですが、以上でよろしいですか。

(三宅委員)

5日間が多いって言うのはやっぱり、月曜から金曜くらいで変わるということですね。

(廣木支部長)

連続して5日という形ではないです。

(三宅委員)

ではない。

(廣木支部長)

はい。だいたい、3日に、2日か3日に一度というような、ローテーションと言いますかね、そんな割合で、派遣の方はなされているような感じはございますので、ずっと通してお願いしたいというようなものではありませんので、やはり、先ほどからでております波動性うんぬんが、非常にやっぱり、月の中でも全然違うような状況になっておりますので、特に今なんかですと、中国の方で春節の絡みと例のコロナウィルスですか、そんな関係で船の方は現状、今なんかは少ない状況になっておりますので、この分、他でまた増えてくるのか、その辺なんともちょっとまあ見えないというような状況が伺えるので、ある意味、今の常用労働者の派遣制度というのはタイムリーに派遣するうえでは必要な制度ではないのかなと。もちろん並行して個々の港湾労働者の方の能力向上でありますとか、その辺を図って、いい技術や技能を維持していかないといけない、と言うふうに私自身は思っておるところでございますが。

(石黒部会長)

ありがとうございます。

その他の指摘事項につきまして、ご回答いただけますでしょうか。

(堀内係長)

すいません。大阪労働局の職業対策課でございます。三宅委員の方からいただいた意見の中でですね、パトロールの状況に関するものがございました。個別の店社名もいただいたところなんですけれども、まずは、業界の方の動きを我々も注視をさせていただいて、情報を集めながらですね、今、重大違法事象にもあげておりませんが、当然その状況によっては強力な指導を、法に基づいた指導をしていく場面も出てこようかと思いますので、ハローワークの方を中心にですね、情報の収集をしていきたいというふうに考えております。

また、東京の状況などのご発言の中でセンター常用の復活というふうなお話もございました。以前から三宅委員からはお話をいただいているところでございますし、中央の方でもそういったご意見を出されているというのは聞いておりますけれども、この部会の方でそういったご意見を頂戴したこととはもちろん議事録にも残して、本省の方にも改めて上申をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(石黒部会長)

どうもありがとうございます。
三宅委員よろしいでしょうか。

(三宅委員)

はい。

(石黒部会長)

その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(三宅委員)

たびたび申し訳ないんですが、もう一点は、元年から5年、5年だから令和の3年のなかばぐらいから議論が始まるんで、もう一度復活させて議論をしていただきたいのは、港湾指定倉庫の10パーセントの問題です。これ、大阪で揉めたんですよ。多分、ハローワークの皆様はご存じか分からないけれども、10パーセントを超えるか超えないかっていう、指定倉庫を受けて港労法を適用させるかっていうところで、12パーセントほどあるんだけど、これ減らそうと思ってます、トン数ですと減ってます、トン数ですと超

えるんだけれど、アパレルだから、H社の貨物でした。だから、どっちでいくんですかということなんだけれども。これ、多分、内規で労働局にあるのかも分からないんだけど、容積でいくのかトン数でいくのかってところのものが、無いんですよ。10パーセントの定義だけで。だから、昔からこれが残っているのは、多分、公共上屋の上屋といわれる沿岸に付いてる部分の10パーセントだから分かりやすいですよ。でも、今やですね、扱っている貨物がそういうアパレルだとか、いうふうになってきますから、単に10パーセントだけでは分からない。なおかつ、いつも言うんですけど、100万トンの10パーセントと10万トンの10パーセントは自ずと違うですよ。だから、ここらあたりをですね、次の雇用安定計画の改訂に向けてはですね、是非ともこれを改訂をする。早ければ早いほどいいんですがね。議論が色々あるところでしょうから、併せてこれもですね、お願いをしておきたいなというふうに思います。以上です。

(石黒部会長)

どうもありがとうございます。

事務局からご回答いただけますでしょうか。

(堀内係長)

すいません。職業対策課から回答させていただきます。実は、中央の方でもですね、去年の10月、この令和元年の10月にですね、港湾雇用専門委員会と言うものが開かれましてですね、今三宅委員がおっしゃっていただいた港湾倉庫指定に関する議論がありました。その時には、本省の方からはですね、各港の実態把握をまずさせてほしいと、研究を進めたいというような発言がありまして、今、三宅委員がまさにおっしゃっていただいたように、その10パーセントのところの運用などは、まさにこの運用で任されているところがありまして、各港によって、若干、取扱いが統一されていないところがございます。大阪においては、トン数をベースにしておりまして、トン数では出せないという声も聞きますが、その取扱いをやっているんですけども、そのあたり、本省の方で研究をすすめて、この5年間をかけてまず改善すべきところは改善していく方向で動いてございます。今、大阪港の職業安定所では、そういう形ですずっと来ておりまして、今はこういう形でやっているというのを本省に報告をする段階でございます。各港から集めた情報をもとに本省の方で研究をしてですね、対処していくというふうに方向としては動いているというふうに聞いておりますので、私どももその方針のもとですね、情報をあげながら、また、どういう方法がいいのかってというのは、年何

回か六大港集まって担当者会議も開かれていますので、実情を報告しながら、ともに議論をしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

(石黒部会長)

どうもありがとうございます。
三宅委員よろしいでしょうか。

(三宅委員)

はい。

(石黒部会長)

その他、ご質問・ご意見などございますでしょうか。

ないようでしたら、議題の三つ目、その他に進みたいと思います。

続きまして、その他の事項としまして、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課の大谷課長から大阪港における船舶積卸し実績等について説明していただきます。

(大谷課長)

近畿運輸局の大谷でございます。それでは、私の方から近畿運輸局が提出して資料について、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、1枚めくっていただいて資料1なんですけれども、ここに港湾運送事業者、認可事業者数を掲載しております。この五つが当局管内の五つの指定港湾についての事業者数でございます。まず、一番左の大阪港について、ちょっとずつ説明したいと思っておりますけれども、まずここに記しております大阪港というのは皆様ご存知のとおり、港湾運送事業法で言う大阪港であって、大阪市さん管理の大阪港と大阪府さん管理の堺泉北港を足した範囲になっております。左端の事業の種類につきまして、一般港湾運送事業と、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業の四つに分けております。皆様ご存知の通り、一般港湾運送事業といいますのは港湾運送を主宰する、いわゆる元請と呼ばれる事業者であって、基本的に貿易貨物、いわゆる外貨を扱っております。下の港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業につきましては、その元請さんの下で荷役作業に携わる、いわゆる専業といわれるところでありまして、国内貨物に関しましては自ら元請として港湾運送

事業を主宰することになっております。その時に一般港湾運送事業、ちょっと見ていただきたいんですけれども、一番上のこの条件なしというのが、無限定といわれる事業者さんでございます。これが大阪港では24社、あと海貨限定が30店社、いかだ限定が2店社、その他限定とありますけれども、これにつきましては貨物の種類とか荷役の場所、それから委託者を限定した免許、許可になっております。それが15社。次に港湾荷役なんですけれども、大阪港におきましては全体で81社。その中に一貫、船内、沿岸と数字を分けておりますけれども、もともとご存じのとおり船内と沿岸という免許、許可は別々の許可、船内事業、沿岸事業となっておりましたけれども、近年コンテナ荷役やRORO船荷役などの新たな荷役形態に即した事業区分として、昭和59年の法改正によって港湾荷役事業として一本化されております。法改正後に受けられた免許、許可によるものがこの一番上の一貫と記してあるものでございます。それが一貫が16社、昔からの船内の免許を持っている方が5社、沿岸が60社ということになっております。あとは、はしけ運送事業が31店社、いかだが2店社となっております。最後、許可数の合計と事業者数の合計、若干、許可数の方が多くなっておりますけれども、これは店社さんで複数の免許、許可を持っておられるところがあるということで許可数の方が多くなっております。

次に、資料2の方で、大阪港における船舶積卸し量の推移ということで表について説明させていただきます。まだ30年度しかでてないんですけれども、まずここでいうところの大阪港っていうのも先ほど言いましたように港湾運送事業法の大阪港でありますので、市営港湾と堺泉北港を足した範囲になっております。それと、労働局さんの方の資料にありました海上貨物取扱量とはちょっと違ってきているのは、多分確認して頂けるとは思いますけれども、それは大阪府さん・大阪市さんの統計というのは統計法に基づく港湾調査規則による統計であって、私どもの統計は港湾運送事業の報告取得による統計になっております。一番大きな違いといたしましては、まずコンテナ、大阪港の主要な貨物というのはコンテナなんですけれども、港湾運送事業報告規則の中では、コンテナ自体が貨物として見ておりますので、中身は関係なく実入り、空に関わりなく20フィートコンテナであれば32トン、40フィートであれば64トンに換算して計算しておりますので、港湾管理者の中身の量によって集計してる数字とは大分違ってきております。また、私どもの統計の方では港湾運送事業以外、港湾運送事業者が扱ったもの以外の数量を載せていませんので、その辺が海上からの出入り貨物としての統計とは異なってきております。

それで、まず資料2の表なんですけれども、上段の表とグラフにつきまし

では、輸出入別の取扱量を示しております。大阪港における貨物の取扱いは輸出・輸入が8割以上を占めております。平成25年度をピークに2期連続減少傾向でありましたが、平成28年度からは3期連続の増加となっております。下の段の方ですけれども、これが品目別の積卸し実績で、一目で分かりますように大阪港におきましてはコンテナが主要貨物であり、対前年比で8パーセント増となっております。これは大阪市さんの方の統計でもありますように、近年またコンテナの貨物の輸出入が増えてきてますので、それに伴ってうちの取扱いの方も増えてきているということになっております。次に、まだ31年度は集計できてませんけれども、次のページ30年度の集計のもう一つ次のページに30年度4月から10月分と、次のページの31年度4月から10月分、上半期の分の数字を載せておりますけれども、この取扱量につきましては、30年度上半期が60,513千トン、で、次のページの31年度が60,672千トンとなっております。微増という形で、だいたい前年度並みか、もしくは少し増えてくるだろうという予測をしております。

以上でございます。

(石黒部会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。議題1、2、3通しまして、何かご指摘事項、ご質問等ございますでしょうか。

(三宅委員)

前も聞いたんですけど、ワッペン制度の全国適用。これは法律の改正ではないんだけど基本的には、前も聞いてちょっと忘れた、本省から各地区の労働局への通達、もしくは労働局から地区の港運協会、安定センター、ハローワークについてどのようにするのかという部分については、一定法律を変えないまでも、どういうふうにするのかっていうのは今の段階で分かっているんだったらちょっと確認をしたいのと、だいたいどの時期を目標にしているのかなというふうな部分と、これにかかって予算措置があるのかどうかという部分、分かっている範囲でいいのでちょっとだけ確認させてください。

(石黒部会長)

では、事務局からご回答いただけますでしょうか。

(堀内係長)

労働局から回答させていただきます。まず、法律の改正はもうないというふうに聞いておりました、通達のレベルで労働局に示されるというのが一つと、今、聞いておりますのは、大阪をモデルに、大阪でしている取組を広めたいという思いがあるということで聞いておりました、大阪の場合は安定協会さんの方でワッペンの作成はしていただいておりますので、そのやり方はそのまま踏襲するというふうに聞いております。そこに予算措置をしてですね、これは実際シール代とか台紙とかの費用を要しますので、その部分につきましては、本省から予算を付けるというふうに聞いております。ただですね、神戸とか関門なんかはハローワークで、今、作成しておるんですね、ワッペンというのを。当然、厚生労働省からハローワークに対して予算が付いてる、その中で事務用品を買って作っておるんですが、このあたりのやり方をですね、これもその大阪方式に安定協会さんの方に予算を付けるというような方向で考えておるようなんですけれども、少しまだちょっと統一できるかどうかというのがはっきりしてないところでございます。

また、時期なんですけれども、先ほど申しました東京、横浜、名古屋あたりがちょっと目途が全然立っていないというところがありまして、特段急がせないというのも聞いてますので、一応、方向としては令和2年度に動き出すと、導入に向けて前向きには動いていくのは、もう、今現在動いておるんですが、どんどん加速をさせていくという方向は聞いておりますが、令和2年度中に絶対導入というところまでは、そういう目標にはしていないようです。これはもう労使の協力があってしかできませんので、あくまでその状況を見ながらと言うことで聞いております。ただ、我々も危惧してるんですが、本省主導で導入をしたのはいいけれども、じゃあ、実際ワッペンを付けてない労働者がいた時に指導せよというふうに、当然、東京労働局とか神奈川労働局にこう情報が入ると思うんですけれども、その時、法の、法律のバックがないというところで、どこまで労働局が指導できるのかというところは、やはり問題あると思いますので、そのあたり会議の中でも、12月に実は会議があったんですけれども、その中でも各労働局から意見を出しているところなんです。このあたり本省の方で、一定導入するからには、そういったところをクリアしていかなければならないという問題意識を、今、持ってますので、色んな我々も思い付くところ、特に大阪は先行してやっているという実績を持って本省に知恵を授けているというようなところもございまして、そういった大阪の取組を参考に労使協力しながら関東の方も導入できればいいのではないかとということで、今、動いているところでございます。予算措置と時期に関してはそのような状況でございます。

(石黒部会長)

よろしいでしょうか。

(三宅委員)

はい。

(石黒部会長)

その他、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは他にご意見等ないようですので、以上をもちまして、第19回大阪地方審議会港湾労働部会の議事を全て終了いたします。進行を事務局の方へお返しいたします。

(宮田補佐)

各委員の皆様、ありがとうございました。

貴重なご意見いただきました。その中でも特に、皆様、各委員に事案等が分かりやすいように店社名がいくつかでてきておりましたが、本日の議事録につきましては事業所名称等が特定できない表現に改めて作成いたしますので、その点は予めご了承願います。

それでは、以上をもちまして、第19回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。

本日は長時間どうもありがとうございました